

2025 年 11 月 7 日

株式交換に係る事後開示書面

大阪府大阪市中央区常盤町一丁目 3 番 8 号
ASAHI EITO ホールディングス株式会社
代表取締役 星野和也

福岡市中央区渡辺通一丁目 1 番 1 号サンセルコ 3 1 7 号
アサヒエレベーション株式会社
代表取締役 丸尾義則

ASAHI EITO ホールディングス株式会社(以下、「ASAHI EITO ホールディングス」といいます。)とアサヒエレベーション株式会社(以下「アサヒエレベーション」といいます。)は 2025 年 10 月 10 日付にて両社の間で締結した株式交換契約に基づき 2025 年 11 月 7 日を効力発生日として、ASAHI EITO ホールディングスを株式交換完全親会社、アサヒエレベーションを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、以下の通りです。

記

1 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第 190 条第 1 号)

2025 年 11 月 7 日

2 株式交換完全子会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 190 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2(株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続きの経過本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続きの経過

アサヒエレベーションは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2025 年 10 月 14 日付でアサヒエレベーションの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である ASAHI EITO ホールディングスの商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)及び第 789 条(債権者異議)の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

3 株式交換完全親会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続きの経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続きの経過

ASAHI EITO ホールディングスは、会社法第 797 条第 4 項の規定により、2025 年 10 月 14 日付けで ASAHI EITO ホールディングスの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるアサヒエレベーションの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した ASAHI EITO ホールディングスの株主はおりませんでした。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続きの経過

本株式交換は、会社法第 799 条に定める手続の対象ではありません。

4 株式交換により株式完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により ASAHI EITO ホールディングスに移転したアサヒエレベーションの株式の数は、アサヒエレベーションの発行済株式総数 300 株から、ASAHI EITO ホールディングスが保有するアサヒエレベーションの株式 153 株を除いた 147 株です。

5 その他、株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

ASAHI EITO ホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認手続きを経ずに株式交換を行いました。また、アサヒエレベーションは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2025 年 10 月 27 日に開催された臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を得ております。

以 上